

国立大学法人東京農工大学招へい規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (協議)                      第9条 部局長は、この規程により難い場合については、招へい者ごとにその都度、理事(総務・財務担当)に協議して別に定めることができる。</p>	<p>本則                      (協議)                      第9条 部局長は、この規程により難い場合については、招へい者ごとにその都度、理事(経営・企画担当)に協議して別に定めることができる。</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)  
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。